

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

南アルプス市

### 2 構造改革特別区域の名称

南アルプス市バイリンガル教育特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

南アルプス市の区域の一部

### 4 構造改革特別区域の特性

南アルプス市は、甲府盆地の西部地域を占める釜無川沿岸地域と御勅使川の扇状地、その上流部の南アルプス山系からなる地域で、地理的・地形的に一つのまとまりをなしている。平坦部は、八田、白根、若草、櫛形、甲西の5地区からなっており、市街地は主として国道52号沿いに広がっていて、山間部は、市の西部を占める芦安地区及び白根・櫛形地区の一部からなっている。特に、芦安地区の大部分は南アルプス国立公園に属しており、日本第2位の高峰である北岳（3,193m）を筆頭に3,000m級の山々がそびえている。

本市の面積は、264.06平方kmで、県土の約5.9%となり、上流地域の芦安地区が、全体の55.9%を占め、上流域から扇状地までを占める櫛形地区と白根地区が、それぞれ16.1%、14.8%を占めている。市の中心部は、首都東京から100km圏内にあり、周囲は、東は釜無川をはきんで、甲斐市、昭和町、田富町と接し、南は、増穂町、市川大門町、早川町と、西は長野県長谷村、静岡県静岡市と、北は北杜市、韮崎市、甲斐市と接している。

本市を含む甲府盆地の年間平均気温は、13.9℃、晴天日数は、年平均54日で、夏は気温が高く、冬には、「八ヶ岳おろし」が吹き、朝晩の冷え込みが強い内陸性気候となっていますが、盆地の中では比較的過ごしやすい地域となっている。

平成15年4月1日に八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町の4町2村が合併して生まれた本市は、人口（平成17年国勢調査）72,055人であり、年々増加している。また、外国人登録者数は、1,259人となっていて、同じく年々増加

傾向にある。本市の産業の中で、従来から精密工業製品などの製造業が多く、外国人労働者も増加している。

そこで、本市では、国際的な視野をもつ住民の育成や在住外国人を含む市民の外国語講座・日本語講座等を開催し、互いに理解・協力し合えるまちづくりを進めている。また、米国のアイオワ州ウインターセット市、マーシャルタウン市、豪州のクィンビヤン市と姉妹都市の締結をしており、中学生や一般市民の相互訪問交流等が活発に行われ、着実に市民レベルの交流へと広がりを見せている。

国際交流は、異文化の交流をとおり市民と国外の人々の相互理解を深めるとともに、地域の経済や文化に刺激を与えるなど、地域の活性化にも貢献するものと考えられる。多くの市民が国際交流の意義を深める機会を持てるよう、さらに交流機会の充実を図っていく必要がある。

また、学校教育においては、市内22小中学校（小学校15校／中学校7校）に8名のALTを雇用し、中学校における英語教育、及び小学校における英語活動や国際理解教育の推進のために活用している。特に、小学校段階から外国語教師と身近にふれ合うこと、ネイティブな英語への抵抗をなくすこと、外国文化にふれること等の面において効果があり、中学校への接続をスムーズにしている。今後、新学習指導要領により小学校5・6年生への英語活動が展開されることとなるが、全面実施に併せてALTの増員も視野に入れて新しい教育への整備面での対応を考えているところである。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

現在の学校教育には、確かな学力や「生きる力」の育成のために、よりきめ細かな教育対応が求められている。本市においては、小学校低学年において少人数学級が実施され、さらに、複式学級の解消、特別支援教育への人的な配置が行われている。

しかし、近年、子どもの「生きる力」の脆弱化が指摘されるなど、本市においても不登校児対策、児童虐待等を含めた対応の充実が求められている。

また、今後は、社会がさらにグローバル化することに伴い、語学力を含めた国際感覚を身につけることが必要となっており、本市では、英語指導助手の受け入れや姉妹都市との交流等を実施しているが、さらに充実が望まれている。

本特区計画による規制の特例措置の適用を受ける小学校は、「子どもたちの自己決定、個性、体験を尊重する学習により、一人ひとりの子どもが感情的にも、知的にも、社会的にも自由な人間へ成長することを援助する」という理念の下に、子どもたちの自主性、個性、社会性を育てることとしている。

また、英語による教育活動によって、日本語とともに英語にも堪能なグローバル化する世界に生きる国際性を身に付けた自立した個性豊かな人間の形成に貢献することができる。

また、学校が豊かな自然環境の中にあり、積極的に自然を活用して、協調性、責任感、独立性、チャレンジ精神の育成を図るとともに、小中学校の各学年1クラス20人以下の少人数編成によりきめ細やかな指導を行い、豊かな人間形成を目指している。

こうした私立の小学校が、構造改革特別区域研究開発校として設置されることにより、公立小学校での教育の参考となり、本市全体の教育水準の向上が図られるとともに、小学校から英語教育への取組みを契機として、関連する国際交流事業が活発化し市全体の英語教育や国際理解に対する市民の関心も高まり、本市の基本構想に掲げる「人と自然が響き合う新文化都市」の実現に大きく寄与するものと考えられる。

## 6 構造改革特別区域の目標

学校法人きのくに子どもの村学園が設置する小学校では、「英語」による学習活動を加え、グローバル化する世界に生きる自立した個性豊かな人間の形成を目指すこととしている。また、日本語と英語の両語を用いて「バイリンガル(日英両語)」で指導するという新しい指導のあり方を採用することによって、英語教育の改革にも貢献することも目標としている。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

教育の成果・効果については、長い期間の後に結果が現れることから、長期的に、継続的に優れた人材を輩出することにより、将来、この学校で学んだ児童が、その能力を十分に発揮することによって、本市のみならず世界各国を舞台に活躍し、日本経済と社会の発展のために貢献することが期待される。

また、小学校段階から英語に慣れ親しむことで、豊かなコミュニケーション能力が身につくにつれ、個性の伸長が図られるなかで、自己表現力の向上や国籍を問わず誰とでも気軽に挨拶できるなど、人としての基礎を身につけることができる。

一方、小学校が新設されることにより教職員採用による雇用の創出が図れるとともに、当該小学校が寮を設置することや様々な形で地域との交流を通して地域の活性化と経済的効果が期待できる。

本計画による事業の教育の成果が、市内の公立学校の、特に英語教育のあり方について一石を投ずることになるとともに、バイリンガル(両語)教育の有用性を全国的に発信することが予想される。

## 8 特定事業の名称

### 802 構造改革特別区域研究開発学校設置事業

9 構造改革特別区域において実施しまたはその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

特になし

## 別紙

### 1 特定事業の名称

802 構造改革特別区域計画研究開発学校設置事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

学校法人きのくに子どもの村学園によって設置される小学校

### 3 適用開始の日

構造改革特別区域計画認定の日

### 4 特定事業の内容

#### (1) 事業主体

学校法人きのくに子どもの村学園（理事長堀真一郎、和歌山県橋本市彦谷 51）によって設置される小学校（山梨県南アルプス市徳永 1,717）

#### (2) 事業区域

山梨県南アルプス市徳永 1,717 番地 ほか

#### (3) 設置時期

平成 21 年 4 月 1 日

#### (4) 事業により実現される行為や整備される施設等の詳細

##### 1) 学校設置の設立

学校設置認可申請は、本年 6 月末に山梨県総務部文書法制課へ提出するため、事前相談を進めている。

##### 2) 小学校の開設

計画初年度は第 1 学年から第 4 学年の子ども、80 人の募集をする予定である。すなわち、開校 2 年後に、6 学年からなる 120 人の小学校となる。また、寮（里親）を持つことによって、特に、首都圏からの子どもたちを受入れる予定である。

## 5 当該規制の特例措置の内容

### (1) 取組の期間

平成21年4月から下記(2)の教育課程の基準によらない部分が教育課程の基準内になるように学習指導要領が改訂されるまで。

### (2) 教育課程の基準によらない部分

- 1) 小学校第1学年から第6学年に教科「英語」を新設する。  
(第1学年：年間68時間、第2学年から第6学年：年間70時間)
- 2) 国語及び道徳を除く各教科等において、「バイリンガル(日英両語)アプローチ」による授業を実施する。(全学年)

### (3) 計画初年度の教育課程の内容と指導法

当該学校では、児童一人ひとりの「興味・関心、意欲」に学習の基礎をおき、学習活動に対する「持続性、集中力」考慮して、教育課程を編成する。

#### ア 小学校での英語科の新設

小学校に英語科を新設し、各学年で週2時間、年間70時間(第1学年は年間68時間)の授業時間を確保する。

#### イ バイリンガル(両語)アプローチ

国語及び道徳を除く各教科等において、「バイリンガル(日英両語)アプローチ」による授業を実施するが、公教育としての学校の役割は日本人のための英語教育、すなわち、「日本語が第1言語であり、英語は第2言語である」との基本的な認識に立って実施する。

#### ウ 4つの学習プログラム

学習活動を「基礎学習」、「プロジェクト」、「総合表現」及び「ミーティング」の4つのプログラムに編成する。

なお、英語を除く各教科等の目標、内容等については、小学校学習指導要領によるものである。

また、各学年の時間割表及び各教科等の年間授業時数については、P9のとおりとする。

##### 1) 「基礎学習」：国語、算数、英語

- ・指導法は学年別学級で小グループ学習を含んだ「個別指導」を中心とするが、学習集団を対象とした「一斉指導」も加味する。

- ・国語では、読み聞かせ、話し合い活動、視聴覚教材やコンピューターを活用した学習、詩の暗唱、自由作文を重視する。
  - ・算数では、具体的な生活場面と対応した学習活動を組み、体験的な活動を重視する。
  - ・英語では、ネイティブ・スピーカーに加え、日本人で英語に堪能な教師の指導のもとで、英語の歌やゲームを学ぶとともに、日常会話に必要な基礎的な表現に重点を置いて指導する。
- 2)「プロジェクト」：生活科、社会科、理科、家庭科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間
- ・指導法は学年別学級により、学びあい、助け合いが行なわれるようにする中で、グループ学習（5～6人のグループで、協力しながら、皆で調べたり、育てたり、作ったりする）を行う。
  - ・テーマは『地域を探検しよう』『育てて、食べよう』『世界旅行をしよう』『作って、使おう』とし、4つのテーマを順序選択し、学習する。1年間ですべてのテーマを学習する。
  - ・テーマの中で、ウェビング手法を用いて、自分たちの課題を作り、追求、実験、製作、料理し、課題を解決する。すなわち、体験的な活動を重視した課題解決学習を行なう。
- 3)「総合表現」：音楽、図画工作、体育
- ・指導法は学年別学級において、グループ学習とする。
  - ・一部「共通活動」たとえば、学校あるいは学級全員で行なう『水泳』『見学』『鑑賞』『合唱・合奏』などの活動を除いて、グループの話し合いにより活動を決め、学習する。
  - ・専門家、ボランティアにグループを活用した指導も行う。
- 4)「ミーティング」：特別活動、道徳
- ・全校ミーティングと学級ミーティングを設ける。
  - ・全校ミーティングでは、学校生活、学校行事などについて、話し合い、決定する。
  - ・一方、学級ミーティングでは、「学習計画」の作成、達成状況の報告、学級生活学級行事などについて、話し合い、決定する。

なお、これら4つのプログラムの構造は「三層2領域」をなしていると考えている。すなわち、基底をなす第1層は「ミーティング」であり、全校と学級での話し合いを通して、学習活動、学校生活、諸行事などについて共通理解を形成していく。その上の第2層は「基礎学習」であり、読み、書き、話し、計算する生活するための基礎となる技能で、誰も身に付けるべきものである。さらに、第

3層は2つの領域に分けている。一つに領域は「プロジェクト」学習と名づけた統合学習で、自ら課題の挑戦し、課題を探求し、解決する能力と態度の形成に力点をおく。もう一つの領域は「総合表現」学習と名づけた情操教育、体育を目指すところである。このような構造化された教育活動を通して、知、徳、体のバランスある成長を目指している。

#### エ 評価

評価活動は「ポートフォリオ評価」を中心とする。特に、国語、算数、英語については、子ども一人ひとりの発達状況を捉える「個人別評価」を重視する。国語、算数の評価手段として『はげみ学習』でのチェック・テストを活用する。英語の評価手段として、アメリカ応用言語学会（CAL）が低年齢児童の「聴く、話す」コミュニケーション能力の発達状況を捉えることをめざして開発した『SOPA』と『ELLOPA』を用いる。

#### オ 児童への配慮

子ども一人ひとりの個人記録帳と呼ぶことのできる「ポートフォリオ」を作成し、学習経験、生活経験をファイルにとどめ、その発達成長を記録していくことにする。特に、学習にとって基礎的な手段となる国語、算数、英語の能力の掌握に努める。

国語、算数、英語の既習の能力を掌握するために、国語と算数については、『はげみ学習』のチェック・テストで、英語については、『SOPA』と『ELLOPA』プログラムを用いる。これらの評価手段を用いて、常に、子ども一人ひとりを捉えて、「個に応じた教育活動」を提供していく。

また、転入してくる子どもについては、「ポートフォリオ」に、これまでの学習状況等を記入すると同時に、在学中の学習状況を学期ごとに記録して残し、転出にあつたては、学習指導要録とともに、転出先の学校に送付することで対応する。



○ 教育課程時数表

【小学校】

区分	各教科の授業時数										道徳の授業時数	特別活動の授業時数	総合的な学習の時間の時数	総授業時数
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育	英語				
1年	306 (272)		170 (114)		170 (102)	68	68		102 (90)	68	34	34		1020 (782)
2年	315 (280)		175 (155)		175 (105)	70	70		105 (90)	70	35	35		1050 (840)
3年	245 (235)	70	175 (150)	70		70 (60)	70 (60)		105 (90)	70	35	35	105	1050 (910)
4年	245 (235)	105 (85)	175 (150)	105 (90)		70 (60)	70 (60)		105 (90)	70	35	35	105	1120 (945)
5年	210 (180)	91 (90)	175 (150)	105 (95)		53 (50)	52 (50)	67 (60)	105 (90)	70	35	35	122 (110)	1120 (945)
6年	210 (175)	105 (100)	175 (150)	105 (95)		53 (50)	52 (50)	56 (55)	105 (90)	70	35	35	119 (110)	1120 (945)

#### (4) 憲法、教育基本法上の理念、及び学校教育法の目的との関係

教育基本法は日本国憲法にのっとり、「人格の完成をめざし」、「幅広い知識と教養を身に付け」、「我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」を教育の目的として掲げている。これを受け、学校教育法においては、「我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」を目標として掲げている。

本特区計画において申請している「バイリンガル（日英両語）アプローチ」による学習は、「英語」による教育活動を加えることによって、グローバル化する世界に生きる自立した個性豊かな人間の形成に貢献しようとするものであり、教育基本法の理念及び学校教育法に掲げる教育の目標に合致するものとするものとする。